

富津市告示第36号

本市の区域内の字の区域及び名称を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この告示は、平成22年3月13日から効力を生じる。

平成22年3月12日

富津市長 佐久間 清 治

変 更 調 書

新		旧		地 番
大 字	字	大 字	字	
竹 岡	芹 田	竹 岡	関山下	1, 537の1の内 1, 538の内 1, 539 1, 540の1 1, 540の3 1, 541の1 1, 544の1の内
	関山下		芹 田	1, 672の内 1, 673の内
	大村道 下		鍛 柄	2, 957の内
			形 瀬	2, 907の内 2, 908の内
			東海道	2, 878の1の内 2, 878の2の内 2, 879 2, 883の内 2, 880の1、2, 880の2に隣接する道 路である公有地の一部
	形 瀬		大村道 下	2, 861の内 2, 862 2, 863の1 2, 863の2 2, 864の1の内 2, 8 65の2の内 2, 866の2の内 2, 87 2の内
			東海道	2, 873の内 2, 884の2の内 2, 8 85・2, 886の合併の内 2, 887の1 ・2, 887の2の合併 2, 887の3 2 , 887の4 2, 888の1の内 2, 88 8の2 2, 888の3の内 2, 888の4 の内 2, 889の1の内 2, 889の2の 内 2, 890の2 2, 890の3 2, 8 91の4
	東海道		大村道 下	2, 832の内 2, 834の2 2, 872 の内
	山ノ井		鍛 柄	2, 972の1の内 2, 972の2の内 2 , 982の2の内

			2, 972の3の地先の水路である公有地の一部
	鍬柄	山ノ井	2, 986の1の内 2, 989の2、2, 990の1、3, 050の2、3, 051、3, 052の1、3, 052の2、3, 053の1、3, 053の3に隣接する水路である公有地の一部
		中仙道	3, 053の2の内
	中仙道	鍬柄	2, 969の2の地先の道路である公有地の一部
	寺崎	大田代	2, 751の1の内 2, 760の内 2, 761の2の内 2, 762の内
	大田代	寺崎	2, 742の3の内 2, 741の2・2, 741の3の合併の内 2, 750の4の内

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

備考 上記の土地の表示は、平成20年1月1日現在の土地登記簿謄本によるものである。